

# 停職1か月の根拠は

弥吉 治一郎 議員

**答** 以前も訓告処分を行っており加重による判断



ヤフオクドームでの婚活イベント

**問** 職員に対し、11月13日に停職1か月の懲戒処分を行った根拠は。

**市長公室長** 職員は交通指導員の報酬支払いを2か月放置していた。また親睦会積立金のうち平成25年度と26年度で計3回、5万4000円の使途不明金があり、私的流用が判明した。

以前も工事請負費や委託料の支払い遅延などで訓告処分を科していたこともあり、加重すべきとの判断で停職1か月とした。

**問** 市職員が管理している公金以外の金は、他にもあるのか。あれば各団体が管理してもらうなど、この際、整理すべきだ。

**市長公室長** 全体で80ほど公金以外の事務をしている。各団体が会計処理するよう検討している。

**婚活イベントは批判がでないようにすべきでは**

**問** 9月の婚活イベントに女性が足りず、市職員を参加させているが実態は。

**ホークスファーム本拠地整備推進室長** ホームページや新聞などで周知したが、応募が少なく職員からも募集した。農業青年は8人、女性は8人中、4人が市職員だった。

**問** 市職員を参加させる婚活イベントは「やらせ」ではないか。批判が出ないようにすべきだ。

# 乗用草刈機等の税額は適正か

永松 孝信 議員

**答** 法令に則って課税している

**問** 税務課では、農地でのみ使用する乗用草刈機等にナンバプレートをつけるよう指導している。ナンバプレートの意味と分類は。特に税額の違いによる不公平感はないか。

**税務課長** ナンバプレートは、軽自動車税の課税対象であることを表すもの。道路運送車両法において小型特殊自動車に該当する車両は市に登録をし、ナンバの交付を受けなければならない。農耕用とその他車両に分類され、乗用草刈機はその他に該当する。

**問** 他市では農耕用で課税しているところもあり、是正すべきでは。

**税務課長** 地方税法及び市税条例等により課税している。市の裁量による変更はできないと考えている。約20年ぶりの税率改正にあたり、法令等の精査を行い、適正課税に務めている。

税額は来年度からトラクターやコンバイン等の農耕用は2400円、乗



車両価格はコンバインより安い税金は高い乗用草刈機